

第 92 号

平成23年度徳島県病院事業会計補正予算（第2号）

(総則)

第1条 平成23年度徳島県病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 平成23年度徳島県病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

	(補正前)	(補正後)
(2) 年 間 患 者 数		
入 院	232,410人	220,236人
外 来	307,684人	293,326人
(3) 1 日 平 均 患 者 数		
入 院	635人	602人
外 来	1,261人	1,202人
(4) 主要な建設改良事業		
病院増改築工事費	12,178,563千円	11,807,748千円
医療器械及び備品購入費	1,360,156千円	1,344,774千円

(収益的収入及び支出)

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 病院事業収益	17,181,575千円	△297,407千円	16,884,168千円
第1項 医療収益	15,482,016千円	△285,124千円	15,196,892千円
第2項 医療外収益	1,699,559千円	△12,283千円	1,687,276千円
支 出			
第1款 病院事業費用	17,171,723千円	66,552千円	17,238,275千円

第1項 医業費用	16,952,621千円	△14,366千円	16,938,255千円
第2項 医業外費用	206,977千円	44,119千円	251,096千円
第3項 特別損失	12,125千円	36,799千円	48,924千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額605,861千円」を「不足する額594,556千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,742千円及び過年度分損益勘定留保資金585,510千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額16,964千円及び過年度分損益勘定留保資金573,983千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	15,912,751千円	△363,292千円	15,549,459千円
第1項 企業債	13,015,000千円	△228,000千円	12,787,000千円
第2項 負担金	487,092千円	△21,586千円	465,506千円
第4項 補助金	310,659千円	△113,706千円	196,953千円
支 出			
第1款 資本的支出	16,518,612千円	△374,597千円	16,144,015千円
第1項 建設改良費	13,541,954千円	△374,597千円	13,167,357千円

(継続費)

第5条 継続費の年割額を次のとおり補正する。

款	項	事業名	補 正 前			補 正 後		
			総額 千円	年度	年割額 千円	総額 千円	年度	年割額 千円
1 資本的支出	1 建設改良費	三好病院高層棟 改築等事業	5,130,000	22	8,000	5,130,000	22	8,000
				23	208,000		23	2,100
				24	2,457,000		24	2,457,000
				25	2,457,000		25	2,662,900

(企業債)

第6条 予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。

1 変 更

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
病 院 整 備 事 業	13,015,000千円	12,787,000千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職 員 給 与 費	9,823,977千円	△23,906千円	9,800,071千円
(たな卸資産の購入限度額)			

第8条 予算第9条中「4,240,000千円」を「4,100,000千円」に改める。

平成24年2月29日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門